

# NEWS LETTER

台風・地震と災害が続いています。職場、ご家庭での防災対策は大丈夫でしょうか。今一度、点検いたしましょう。

10月の第二月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後のこと。再来年の東京オリンピックが楽しみです。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10  
2018

## ■手続きの電子化

10/1からAPI申請に対応いたします

## ■働き方改革セミナー

開催いたしました

## ■被扶養者の手続き

10/1から確認事項等が増えます

## ■労働時間を自己申告制で

把握する際の注意点

## 10月 年金無料相談会のお知らせ

平成30年10月12日(金) 9:00~12:00

## 今月のリヴルガーデン



9月に入ってから、災害が全国で多発しています。台風が19~21号と連続で発生したり、地震が起きたりと次々に起こる災害を見て、自然界の試練だと怖さを感じました。通勤途中に災害が起きたときにどうすればよいのか、課長から聞いて勉強になりました。災害時に落ち着いて動けるようにしたいです。

先日、歩道の草むしりをしました。皆さんと協力してすると、短時間で綺麗になりました。個々の力を一つにし、助け合いが一番大切なことだと思いました。福井国体でも、一つに団結して頑張っていきます。

社会保険労務士法人 リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

TEL:0776-68-1600 FAX:0776-68-1610

[www.libresouken.com/](http://www.libresouken.com/)

# デジタル・ガバメント構想をご存知ですか

政府・地方・民間すべての手続きの電子化を実現するため、今年の一月に「デジタル・ガバメント実行計画」という電子行政に関する施策が掲げられました。

リヴル総研ではいち早く手続きの電子申請に取り組んでまいりました。現在の電子申請は「電子政府の総合窓口 e-Gov」を利用しています。この e-Gov での申請方式が、今後、**API 申請**に移行していきます。



電子化が進んでもこのままで安全なの？  
何のソフトを使ったら良いのか、どうしたら良いのか分からないな。

**ご安心ください！！**リヴル総研では、今回の API 申請はもちろんのこと、お客様の個人情報をより安全に手続きで使用するために、**SRP II 認証**を取得しています。平成 30 年 9 月 1 日現在、福井県内で 8 事務所しか取得していません。SRP II を取得すると**社会保険労務士個人情報保護事務所**として認証されます。



認証番号：1600600

## 被扶養者の手続きに確認事項等が増えます

平成 30 年 10 月 1 日より、健康保険被扶養者認定事務の変更に伴い、添付書類の取り扱い、確認事項が変更になります。

### 《扶養認定を受ける方が被保険者と同居している場合》

事業主様は、**戸籍謄本または戸籍抄本**、(被保険者が世帯主の場合、住民票も可)により、被保険者と扶養認定を受ける方の**続柄の確認**をして頂き、手続きの際にこれらの書類を添付して頂きます。

※続柄に相違なければ、被保険者と扶養認定を受ける方**双方のマイナンバー**を届書に記載することで、**戸籍謄本等の添付書類が省略できます**。

### 《扶養認定を受ける方が被保険者と別居している場合》

上の確認書類プラス、**仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類**を添付して頂きます。

- ・振込の場合…預金通帳等の写し
- ・送金の場合…現金書留の控え(写し)

※扶養認定を受ける方が 16 歳未満、または 16 歳以上の学生の場合は添付書類が省略できます。

## 働き方改革セミナーを開催いたしました

9 月 4 日・14 日に働き方改革セミナーを開催いたしました。両日とも沢山の方にご参加頂き、ありがとうございました。今後も新しい情報が入り次第、皆様にお知らせさせていただきます。

項目	施行期日	施行期日	施行期日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
労働者派遣法の改正(労働者派遣法の一部を改正する法律)	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日

# 労働時間を自己申告制で把握する際の注意点

来春の法改正により、年間720時間以下、単月で100時間未満などを内容とする時間外労働の上限規制が行われます（中小企業は1年遅れの2020年4月より適用）。これに向けて時間外労働の多い企業は、時間外労働を減らす取組みが必要となり、併せて労働時間を適正に把握する方法が重要になります。そこで、今回は労働時間を自己申告制で把握する際の注意点を確認しておきます。

## 1.労働基準監督署の指摘事項

2017年度に長時間労働が疑われる事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の実施結果を見てみると、指導事項として「実態調査の実施」が挙げられています。この実態調査の実施とは、2017年1月20日に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の4（3）ウ・エのことで、以下の内容になります。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

## 2.実務上必要な対応策

このガイドラインの内容を踏まえ、例えば定期的にパソコンの使用時間の記録と自己申告との時間の突き合わせを行い、乖離があるものについては確認を行うなどの取組みを行うことが求められます。また、休憩時間に休憩が取れずに仕事をしていないか、自主的な研修とっているが実際は強制参加で、参加しなければ業務に支障が出る研修が行われていないかなど、実態は労働時間として扱うべき時間が労働時間から除外されていないかを点検し、問題があれば取扱いを見直すなどして改善しましょう。

時間外労働の上限規制により、企業が従業員に時間外労働を減らす取組みを命じると、時間外労働を削減するのではなく、実際に業務を行い労働時間であるにもかかわらず、業務を行っていないように見せることで、時間外労働の上限時間に抵触しないようにすることも見受けられます。時間外労働の上限規制の一番の目的は過重労働対策であることを、従業員自身が認識し、業務改善を通して時間外労働の削減に取り組むようにしなければなりません。

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2018年10月

## お仕事備忘録

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

### 1. 年末にかけての資金繰り計画

### 2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

### 3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

### 4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

### 5. 随時改定にも報酬の年間平均額を用いた算定方式が利用可能に

### 6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

### 7. 年次有給休暇の付与

この機会に有給管理簿の整理をおすすめします。

福井県の最低賃金は803円です。  
月給の方についても  
時給換算して確認して下さい。

#### 1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

#### 2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

#### 3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

#### 4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

#### 5. 随時改定にも報酬の年間平均額を用いた算定方式が利用可能に

今月より、従来定時決定のみで利用できた報酬の年間平均額を用いた算定方式が、随時改定でも利用できるようになります。主に、定期昇給月以後の3ヶ月間が繁忙期にあたる場合が該当することが想定され、その繁忙期が業務の性質上例年発生する場合に対象となります。従業員本人が制度を利用することに同意し、要件に該当すれば、昇降給月以後3ヶ月間の平均ではなく、年間平均額を用いて標準報酬月額が決定されます。

#### 6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

#### 7. 年次有給休暇の付与

4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。

福井市若年者キャリアアップ助成金につきまして、予算額に達したため、今年度の交付申請の受付を終了いたしました。次年度以降につきましては、詳細が分かり次第お知らせ致します。